

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年10月10日 現在)

福島県	出荷制限	攝取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3.ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
肉	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
肉	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字喰川、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五山、原町区馬場字櫻ヶ谷、原町区馬場字葉美斯前、原町区馬場字津井洋及び原町区大原字和田城の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る)、、 榎葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る)、、 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る)、葛尾村、飯館村

\*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柳木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師原、原町区片倉字津行及び原町区大原字和田城の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る)、葛尾村及び飯舘村

ふくしまの原電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) 南相馬市・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋原、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷師原、原町区片倉字宇津井及び原町区大字田原と城並びに市内有林森林經營管理事務所2004林班から2008林班まで、2008林班から2091林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市)渡利、小寺倉及び南向台を除く。)、平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧日田村

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年10月10日 現在)

<b>青森県</b>		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
<b>岩手県</b>		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
<b>宮城県</b>		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	ヒガングフ
	ヒラメ	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
<b>山形県</b>		出荷制限
肉	クマの肉	全域
<b>茨城県</b>		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	インガレイ	スズキ
	コモンカスペ	シロメバル
	ヒラメ	マダラ
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	イワナ(養殖を除く。)
	キンブナ(養殖を除く。)	ウナギ
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	イノシシの肉	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
<b>栃木県</b>		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	矢板市、日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武蔵川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	茶	鹿沼市、大田原市
<b>群馬県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
その他	茶	洪川市
<b>千葉県</b>		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
<b>神奈川県</b>		出荷制限
その他	茶	湯河原町
<b>長野県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年10月10日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月10日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国町の区域に限る。)</p> <p>H23.11.29～: 伊達市 (旧小国町及び旧月置町の区域に限る。)</p> <p>H23.12.5～: 福島市 (旧福島市の区域に限る。)</p> <p>H23.12.8～: 二本松市 (旧浪川市の区域に限る。)</p> <p>H23.12.9～: 伊達市 (旧往村及び旧喜成村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.19～: 伊達市 (旧磐田町の区域に限る。)</p> <p>H24.1.4～: 伊達市 (旧磐木村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、田代市 (磐梯町、船引町橋瀬、船引町中山字小塙及び字下高沢、奈良町堀田、奈良町山根並びに市内固有林福島森林管理署251号線を除く。)、郡山市 (福島第一原子力発電所から半径30キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径30キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、原町区高森字子久坂、原町区高森字七曲、原町区高字子原、原町区高森字子久木畠、原町区高森字五合山、原町区高森字横川、原町区高森字金子行幸及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島森林管理署2004林班から20084林班まで、20089林班から20091林班まで、20095林班から20099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市 (旧福島市 (速利) 小寺寺及び南向寺を除く。)、旧平田村、旧藤原村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松町及び旧金谷村の区域に限る。) 及び月置町御代田村 (北、東、西及び新堀ノ内に限る。)、旧磐原町 (磐原町月置寺 (園) 下、公義川町、川内村及び磐ノ原ノ原に限る。) 及び月置町御代田村 (北、東、西及び新堀ノ内に限る。)、旧磐原町在田 (秋田一平、宮ノ内、前田一平、猪荷妻、糸子下及び磐ノ原に限る。)、旧磐下村、旧小浜町、旧磐沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新潟村、旧太田村 (岩代町) 及び旧太田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (白沢) 及び旧本宮町の区域に限る。)、栗折町 (旧半田村及び旧鷹合村の区域に限る。) 及び月見町 (旧大木戸村及び旧坂村の区域に限る。) (県の定める出荷制限の対象から除く。)</p>
イカナゴの稚魚		<p>H23.4.20～H24.6.22解除 全域</p> <p>H23.6.6～: 秋元湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (諫川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.29～: 新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 鮎川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鮎川を除く。) 及び日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (諫川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鮎川及びその支流を除く。) 及び日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち只見ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
水産物		<p>ウナギ</p> <p>H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>アユ (養殖を除く。)</p> <p>H24.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>イワナ (養殖を除く。)</p> <p>H24.4.12～: 鮎川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (諫川との合流地点から上流の部分に限る。) 並びに日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除 鎌岩川 (支流を含む。)</p> <p>コイ (養殖を除く。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。) ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) 並びに長瀬川 (諫川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>フナ (養殖を除く。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。) ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (諫川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに只見川 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>アイナメ アカガレイ アカシカビラメ イカナゴ (稚魚を除く。) イシガレイ ウスメバトル ウミタガメ エゾイマイナメ キツネメバル クロウンシタ クロソイ クロダイ ケムシガカラ コモコスベ サクラマス サブロウ シロメバル スクエウダラ スズキ ニベ ヌマガレイ ハバガレイ ヒガングフ ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マアナゴ マガレイ マコガレイ マコチ マダラ ムシガレイ ムラソイ メイタガレイ ピノスカイ キタムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホシザメ ショウサイグ</p>
肉		<p>H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>牛の肉</p> <p>H23.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>イノシシの肉</p> <p>H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫締、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>クマの肉</p> <p>H23.12.2～: 那珂市、須賀川市、田代市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平野村 H23.12.2～: 矢吹町、須賀町、矢祭町、塙町、大玉村、玉栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H24.7.27～: 金津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南金津町、北塙原村、湯川村、昭和村、椿枝村</p>

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年10月10日現在

青森県	
水産物 マダラ	H24.6.27～: 青森県東通村尻埼灯台と北高瀬西館市喜山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北高瀬えりも町横戸岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
出荷制限	
岩手県	
たけのこ	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 駿前高田市、住田町
野菜類 原本しいたけ(露地栽培)	H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 壱関市
こしあぶら	H24.5.14～: 奥州市、花巻市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.18～: 住田町
せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～: 一関市、奥州市
せんまい	H24.5.16～: 一関市、奥州市
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.16～: 奥州市、駿前高田市
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海底
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 篠井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
水産物 ウグイ	H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田端ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉 牛の肉	H24.6.12～: 気仙川(支流を含む。)
肉 クマの肉	H23.8.1～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉 シカの肉	H24.6.10～: 全域 H24.7.26～: 全域
出荷制限	
宮城県	
たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 黒磯市
野菜類 原本しいたけ(露地栽培)	H24.1.16～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 黒磯町 H24.4.5～: 村田町 H24.4.11～: 水仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 東原市 H24.4.18～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市
こしあぶら	H24.4.25～: 釜石市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～: 色麻町 H24.6.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大河原町
せんまい	H24.4.27～: 大崎市、東原市 H24.5.2～: 加美町 H24.5.8～: 水仙沼市
クロダイ	H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
スズキ	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒラメ	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海底
水産物 ヒガングフ	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大曾川の大曾ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三道川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、及び松川の支流並びに津川4号堰場の上流を除く。) H24.5.28～: 正合川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。)及び二道川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び喜石川のうち喜房ダムの上流(支流を含む。)
ウグイ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) H24.5.28～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉 牛の肉	H23.7.28～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉 イノシシの肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 全域 (上記地域を除く。)
肉 クマの肉	H24.6.25～: 全域
出荷制限	
山形県	
肉 クマの肉	H24.9.10～: 全域
茨城県	
原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類 ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
カキナ バセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域 H23.3.23～4.17解除: 全域
タケノコ	H24.4.6～: 潟浦市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、鹿嶺町、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.28～: 北茨城市、大治町
野菜類 原本シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 茨城町、阿見町、鉾田市 H24.4.6～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
野菜類 原本シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 茨城町
こしあぶら	H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物 イシガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバル 二ベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ	H24.4.17～H24.8.30解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉栃木県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉栃木県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外海逆瀧港並びにこれらとの潮汐に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ	H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外海逆瀧港並びにこれらとの潮汐に流入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
ウナギ	H24.5.7～: 鶴ヶ浦、北浦及び外海逆瀧港並びにこれらとの潮汐に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H23.2.2～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
出荷制限	
茶	
	H23.6.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代市、境町
	H23.6.2～H24.4.9解除: 大字町
	H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市
	H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町
	H23.6.2～H24.6.5解除: 鉾田市
	H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市
	H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市
	H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市
	H23.6.2～H24.10.5解除: 茨城町

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月10日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.9.15～: 那須町 H24.9.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町	
タケノコ	H24.6.1～: 那須塩原市、那須町 H24.6.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～: 鍋木市、壬生町 H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市	
野菜類	原木シイタケ(施設栽培) H24.4.12～: 大田原市 H24.5.29～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町 原木クリタケ(露地栽培) H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 原木ナメコ(露地栽培) (くさでつ(こごみ)(野生のものに限る。) H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.6.2～: 那須塩原市 H24.6.5～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) こしあぶら(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) さんしょう(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 せんまい(野生のものに限る。) H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) たらのめ(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町 わらび(野生のものに限る。) H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.6.14～: 那須塩原市、那須町 クリ H24.9.18～: 大田原市 水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.8.10～: 鎌木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.6.20～: 鎌木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) ウゲイ(養殖を除く。) H24.5.7～: 武茂川(支流を含む。)及び鎌木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) 牛の肉 H23.8.2～: 全域 肉 イノシシの肉 H23.12.2～: 全域 シカの肉 H23.12.2～: 全域 その他 茶 H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市

群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、猪苗代町 H24.10.10～: 高山村	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.4.27～: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び條木川(支流を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.6.8～: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。) 肉 イノシシの肉 H24.10.10～: 全域 クマの肉 H24.9.10～: 全域 その他 茶 H23.6.30～H24.5.26解除: 桐生市	

千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
シュンギク、チングンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
バセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
タケノコ	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 白子町 H24.4.11～: 旭市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 船橋市 H24.4.18～: 芝山町 H23.10.11～: 接種子町、君津市 H23.11.18～: 鹿島市 H23.12.22～: 佐倉市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.10～: 山武市 H24.5.18～: 山武市	
水産物	ギンブナ H24.7.19～: 手賀沼及び宇賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
その他	茶 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	

神奈川県		出荷制限
その他	茶 H23.6.2～: 遠河原町 H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町	

長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.9.20～: 軽井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村	

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に係る規制の実績(平成24年10月10日現在)

※\_\_\_\_\_の箇所は掲取制限の対象